



---

# 資 料 編

---

# 1 計画策定の経過

川崎市バス事業 経営戦略プログラムの策定に当たっては、外部有識者や利用者代表等で構成される「川崎市バス事業アドバイザー・ボード」から意見をいただきながら検討を進めてきました。

また、市バス輸送サービスの最前線である営業所職員との意見交換を通じて、現場を起点としたボトムアップにより、課題や対応策等の抽出を行いながら、今後の取組などについて検討を行いました。

## 川崎市バス事業アドバイザー・ボード

### ■ 検討経過

|     | 開催日         | 主な内容                     |
|-----|-------------|--------------------------|
| 第1回 | 平成29年10月23日 | ・次期経営計画の策定について           |
| 第2回 | 平成29年11月27日 | ・市バス事業を取り巻く環境と基本的な考え方    |
| 第3回 | 平成30年 2月13日 | ・次期経営計画の目標と取組について        |
| 第4回 | 平成30年 5月29日 | ・次期経営計画の骨子について           |
| 第5回 | 平成30年 8月28日 | ・川崎市バス事業経営プログラムの取組状況について |
| 第6回 | 平成30年12月20日 | ・次期経営計画(素案)について          |



## ■ 委員名簿

(敬称略)

| 区分        | 氏名     | 所属等                       |
|-----------|--------|---------------------------|
| 学識経験者     | 鈴木 文彦  | 交通ジャーナリスト                 |
|           | 寺田 一薫  | 東京海洋大学 教授                 |
|           | 野上 信泰  | 公認会計士                     |
| 利用者・事業者代表 | 青木 恵美子 | 川崎市地域女性連絡協議会 会長           |
|           | 新井 トキ子 | 川崎市交通安全母の会連合会 会長          |
|           | 田中 康之  | 株式会社はとバス 取締役<br>観光バス事業本部長 |

※区分ごと・五十音順

1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の着実な推進に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編



## ■ 設置要綱

### 川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 川崎市バス事業に関して専門的見地からのアドバイスや利用者からの意見を聴くことを目的として、川崎市バス事業アドバイザー・ボード（以下「アドバイザー・ボード」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 アドバイザー・ボードは、外部有識者、利用者等8名以内の委員をもって組織し、交通局長が委嘱する。

#### (任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第4条 アドバイザー・ボードの会議は、交通局長が招集する。

2 会議には、委員及び交通局長以下関係職員が出席する。

3 交通局長は、必要に応じ、関係者または専門知識を有する者の出席を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 アドバイザー・ボードの庶務は、交通局企画管理部経営企画課において処理する。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー・ボードの運営等に関し必要な事項は、交通局長が定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 この要綱施行後、最初の委員の任期は、委嘱の日から平成23年6月30日までとする。

#### 附 則

この要綱は、平成26年9月29日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

## 営業所職員との意見交換

### ■ 検討経過

| 開催日        | 概要等                                  |
|------------|--------------------------------------|
| 平成30年7月 4日 | ・菅生営業所の代表者との意見交換会                    |
| 平成30年7月 5日 | ・鷲ヶ峰営業所の代表者との意見交換会                   |
| 平成30年7月10日 | ・塩浜営業所の代表者との意見交換会                    |
| 平成30年9月 4日 | ・鷲ヶ峰営業所の全職員を対象とした意見交換会<br>(午前・午後の2回) |
| 平成30年9月 5日 | ・塩浜営業所の全職員を対象とした意見交換会<br>(午前・午後の2回)  |
| 平成30年9月 7日 | ・鷲ヶ峰営業所の全職員を対象とした意見交換会<br>(午前・午後の2回) |
| 平成30年9月14日 | ・塩浜営業所の全職員を対象とした意見交換会<br>(午前・午後の2回)  |
| 平成30年9月18日 | ・菅生営業所の全職員を対象とした意見交換会<br>(午前・午後の2回)  |
| 平成30年9月21日 | ・菅生営業所の全職員を対象とした意見交換会<br>(午前・午後の2回)  |

1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の着実な推進に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

## 2

## 用語解説

## 用語

## 解説

## あ行

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <b>安全統括管理者</b>                      | 道路運送法により選任が義務付けられている、輸送の安全の確保に関する管理業務の統括管理者のこと。経営トップの指示のもと、安全管理体制のPDCAサイクルを回すための責務と権限を有する。   |
| <b>一般適性診断</b>                       | ドライバーの性格、運転態度、認知・処理機能、視覚機能などについて、心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立たせるために実施している適性診断のこと。  |
| <b>インバウンド</b>                       | 外国人が日本に訪問する旅行のこと。  |
| <b>運輸安全マネジメント</b>                   | 平成17(2005)年度に起きたヒューマンエラーによる事故の多発を受けて創設された制度で、企業などの品質管理基準を参考として、1)運輸事業者が、経営トップから現場まで一丸となって、いわゆる「PDCAサイクル」の考え方を取り入れた形で安全管理体制を構築し、その継続的取組を行うこと、2)事業者が構築した安全管理体制を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」を実施することにより、運輸事業者における輸送安全性の確保と継続的な向上を図るもの。 |
| <b>エコドライブ</b>                       | 自動車の運転手が運転方法などを改善し、環境にやさしく無駄のない運転をすること。アイドリングストップやふんわりアクセルなどにより、燃費が良くなり、大気汚染物質・二酸化炭素等の排出ガスも削減される。また、スムーズな加速・減速により、車内事故防止にも効果が期待できる。  |
| <small>エスエヌエス</small><br><b>SNS</b> | Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるパソコン・スマートフォン用のサービスの総称のこと。市バスでは、FacebookとTwitterのアカウントを開設し、広報手段として活用している。  |
| <b>大型自動車第二種免許</b>                   | 乗客を運ぶ目的で、路線バスなどの大型自動車を運転する時に必要となる免許のこと。第二種免許の受験資格には、21歳以上で普通免許保有3年以上という経験年数要件等が定められている。  |

## か行

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <b>会計年度任用職員</b>         | 地方公務員法等の改正により、平成32(2020)年4月から、新たに1会計年度を超えない範囲内の期間で任用される一般職の非常勤職員のこと。現在任用されている特別職非常勤職員や臨時的任用職員の多くが会計年度任用職員に移行することが見込まれている。   |
| <b>貸切バス</b>             | 1個の契約により、乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業のこと。観光、イベント、学校行事、企業送迎、冠婚葬祭などに利用される。  |
| <b>貸切バス事業者安全性評価認定制度</b> | 貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価・認定・公表する制度のこと。貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、貸切バス事業者が安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している。               |
| <b>川崎市総合都市交通計画</b>      | 「誰もが利用しやすいこと」、「安全・安心かつ円滑であること」、「持続可能であること」を本市交通政策の理念に掲げ、将来目指すべき都市交通の姿をもとに、その実現に向け、都市の骨格を形成する鉄道や道路ネットワークから市民にとって最も身近な地域交通までの重点施策等を総合的、体系的にとりまとめたマスタープランのこと。平成25(2013)年3月に策定した。 |



| 用語              | 解説  |
|-----------------|---|
| かわさきパラムーブメント    | 障害のある人などが生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや、新しい技術でこれらの課題に立ち向かうことを「ムーブメント」として展開していくこと。  |
| 管理委託            | 道路運送法に規定する事業の管理の受委託のこと。道路運送法に基づき、営業所の運転業務、運行管理業務及び整備管理業務を含む業務を一体的に他のバス事業者へ委託するもの。受託事業者は、委託者のバス車両、営業所施設、バス停留所施設等を使用し、委託者の運賃制度を用いて運行業務を行う。  |
| ギャラリーバス         | 市バスのイメージアップや地域貢献を目的に、車内に市立小学校の児童の絵画作品を展示して運行するバスのこと。  |
| 九都県市指定低公害車      | 九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)の大气保全専門部会において指定する、排出ガス性能に燃費性能も加えた新たな低公害車指定基準等を満たす自動車のこと。   |
| 経路誤り等運行ミス       | 本来、運行すべき経路を逸脱するなどの運行上のミスのこと。  |
| 公営バス            | 地方公共団体が経営するバスのこと。地方公営企業法に定義された地方公営企業(交通局)によって運行されているものを指す。乗合バスのほか、貸切バスも含まれる。  |
| 交通安全教室          | 市バス車両を活用して交通ルールや大型車両の特性を学び、交通安全意識の向上を図る体験学習の場のこと。   |
| 交通局危機管理対応マニュアル  | 大規模な地震や風水害などの危機事象が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、乗客や交通局職員等の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減することを目的に、交通局が取り組む基本的な対処方針を示したものの。   |
| 交通結節点機能         | 鉄道とバス等の交通手段相互の乗換えや歩行が効率的かつスムーズに行えるなど、交通機関を乗り継ぐ場所に求められる機能のこと。  |
| 交通バリアフリー教室      | 「心のバリアフリー」社会の実現を目指して、国土交通省の各地方運輸局の主催により、全国各都市において提供されている疑似体験、介助体験、バリアフリー化された施設での体験等の場のこと。市内で開催される場合、市交通局などが協力している。  |
| 国土交通省重量車燃費基準達成車 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき車両総重量3.5t超の貨物自動車(トラック等及びトラクタ)及び乗用自動車(路線バス及び一般バス。ただし、乗車定員10人以上に限る。)に設定された燃費基準を満たす自動車のこと。  |
| 心のバリアフリー        | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、高齢者や障害者等が円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めることが、国民の責務と定められている。 |
| コミュニティ交通        | 在来の路線バスの運行がない、あるいは道路幅員などの理由で運行できない地域等を対象に、地域の住民などが中心となって導入する基本的に誰もが利用できる交通手段のこと。  |

1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の着実な推進に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編



| 用語                                   | 解説   |
|--------------------------------------|--|
| <b>さ行</b>                            |  |
| 「産業道路クリーンライン化」事業                     | 産業道路沿道の大気環境の改善に向けた企業等との連携により実施する取組のことで、産業道路における低公害車の優先使用やエコドライブの徹底、産業道路を迂回できるルートを選択、公共交通の積極的な利用などの自動車環境対策のこと。  |
| シーエヌジー<br>C N G(圧縮天然ガス)バス            | 圧縮天然ガス(Compressed Natural Gas)を軽油の代替燃料とする低公害バスのこと。   |
| 時差勤務                                 | 1日の勤務時間(7時間45分)は変更せず、始業時間及び終業時間を繰り上げ又は繰り下げることで、通常の勤務時間帯と異なる時間帯で勤務する制度のこと。  |
| 市電の旧線路用地                             | 交通局が昭和19(1944)年から昭和44(1969)年まで営業していた市電の軌道跡地のこと。塩浜3丁目から池上新町3丁目にかけて所在しており、全長約1km、面積11,550㎡の細長い形状となっている。現在は資産の有効活用を目的に、駐車場や資材置き場等として貸付けている。   |
| ノックス ビーエム<br>自動車NO <sub>x</sub> ・PM法 | 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」のこと。窒素酸化物に対する従来の施策をさらに強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るため、自動車NO <sub>x</sub> 法を改正し、平成13(2001)年6月に制定された。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の総量の削減を図るため、総量削減基本方針及び総量削減計画の作成、車種規制等により対策を推進する。改正に伴い、車種規制の強化、事業者に対する措置の強化が行われている。さらに、これまでの対策に加えて局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとする法律改正がなされ、平成20(2008)年1月から施行されている。 |
| 市バスお客様アンケート調査                        | 今後のさらなるサービス向上に向け、サービスポリシーの効果測定を行い、実践する上での参考とするため、市バスサービス全般についての総合満足度及びサービスポリシーの4つの柱に沿ったお客様満足度を調査するもの。  |
| 市バスサービスポリシー                          | 市民やお客様の声に応え、満足をいただくために取り組むサービスについての市民やお客様への約束として、これまでに実施してきたサービス業務を基に平成24年9月に定めたもの。安全、安心・信頼、快適、コミュニケーションの4つの柱からなる。   |
| 市バスナビ                                | パソコンやスマートフォンなどから、市バスの運行情報や時刻表、経路等を検索、閲覧できる情報提供サービスのこと。   |
| 車検                                   | 道路運送車両法に基づき、車両が保安基準に適合しているかの検査を行うこと。基準に適合していると認められると、自動車検査証の有効期間が延長される。  |
| 乗客流動実態調査                             | 人などが移動する起点と終点を一体的に把握する交通量調査のこと。バス事業においては、乗客の乗降に加え、その属性、交通の目的、利用区分(券種等)などを調査することで、現状分析や運行計画策定のための基礎資料とされている。  |
| 乗務待機時間                               | 乗務時間(運転時間)から次の乗務時間までのうち、休憩時間、点検時間等を除く営業所で待機している時間のこと。  |
| 初任診断                                 | 国土交通省令により、事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者に対して実施することが義務付けられている適正診断のこと。診断の結果を基にプロドライバーとしての自覚、事故の未然防止のための運転行動、安全運転のための留意点等について、助言・指導を行う。   |
| 睡眠時無呼吸症候群(SAS)<br>スクリーニング検査          | 睡眠時無呼吸症候群(Sleep Apnea Syndrome)は、睡眠中に上気道が塞がれ無呼吸を繰り返すことにより、日中の眠気などの症状を伴う病気のこと。運転中に眠気などが生じると事故を引き起こす原因となることから、市バスでは、平成20年度から運転手全員を対象に、早期発見・早期治療につなげるためのスクリーニング検査を実施している。   |





| 用語                  | 解説   |
|---------------------|--|
| <b>た行</b>           |  |
| 第3次川崎市バス事業経営問題検討会答申 | 平成26(2014)年度からの新たな経営計画の策定に当たり、経営改善やお客様サービスの向上などについて、学識経験者や利用者・事業者の代表の方々の幅広い観点からの御意見を伺うため、市長の諮問機関として設置した検討会における答申のこと。(答申日:平成25(2013)年10月) |
| 地方公営企業会計基準          | 市バス事業など、地方公営企業に適用される会計基準のこと。企業会計基準との整合性を図り、経営状況の透明性を高めるために大幅な見直しが行われ、平成26年度の予算及び決算から適用された。   |
| 超高齢社会               | 一般的には65歳以上の人口比率が21%を超えた状態のこと。  |
| 津波浸水予測区域            | 本市における最大津波高が想定される慶長型地震による津波浸水予測区域のこと。  |
| 定期点検(3、6、9か月)       | 道路運送車両法に基づき、一定期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準による点検のこと。路線バスは3か月ごとに行う。   |
| 低床バス                | 床面を低くし、出入口の段差を小さくして、高齢者・障害者等でも乗り降りしやすくしたバスのこと。出入口と客室の段差が1段のものをワンステップバス、段差をなくしたものをノンステップバスという。  |
| 点呼執行                | 運行管理者が、運転手に対し個別、対面にて、当日の体調(疾病、疲労、睡眠不足等)の確認や必要な情報提供を行うとともに、運転手から必要な報告を受けること。乗務前と乗務後に実施する。   |
| 添乗観察                | バスに覆面調査員が添乗し、安全面やサービス面に関する基本的な事項などについて、運転手が適切に行っているかどうかを調査すること。その評価や助言を改善指導等に活用している。   |
| ドライブレコーダー           | 交通事故処理等の迅速化や、事故防止に向けた安全運転意識の向上のため、車内外の映像画像や音声を自動的に記録する車載装置のこと。   |
| <b>な行</b>           |  |
| 内部監査                | 事業者が構築した安全管理体制を自己評価するために行う監査のこと。   |
| 脳健診                 | 運転中に脳血管疾患を発症すると事故を引き起こす原因となることから、脳血管疾患の早期発見・発症予防につなげるために実施する頭部MRI(磁気共鳴断層画像)・MRA(磁気共鳴血管画像)を基本とした検査のこと。脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無等を確認することができる。        |
| 乗合バス                | 路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する事業のこと。一般の路線バス、定期観光バス、高速バスが含まれる。  |
| <b>は行</b>           |  |
| ハイブリッドバス            | 複数の動力源を有するバスのこと。一般に、エンジンと電気モーターの2つの動力源を持つ電気式ハイブリッドバスを指す。   |
| バス共通カード             | 主に首都圏のバス事業者等で共通に使用することができた磁気式プリペイドカードのこと。平成22(2010)年10月をもって乗車券としての利用が終了した。   |
| バスバース               | 主に駅前広場やバスターミナルにおける、バス停留所スペースのこと。   |
| パブリシティ活動            | 新聞やテレビなどのマスメディアをはじめとする様々なメディアに、市バスの情報を提供し、報道として取り上げてもらうために働きかける広報活動のこと。  |
| 非常時連絡用無線機           | 災害時等における安定した通信環境の確保及び連絡体制の強化を目的とした通信機器のこと。   |

1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の着実な推進に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編



| 用語                    | 解説  |
|-----------------------|---|
| ピーディーシーエー<br>PDCAサイクル | 業務管理手法の1つで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の1つの過程を繰り返し循環させることで、継続的に業務の改善を図っていく仕組みのこと。    |
| ヒヤリ・ハット               | 事故に至る可能性があったものの、事故に至る前に回避された事案のこと。「ヒヤリとした」、「ハットした」が語源。1件の事故の背後には、数多くの「ヒヤリ・ハットが」潜んでいるとされる。 |
| 変形労働時間制               | 労働時間を1か月単位や1年単位で調整することで、法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させることができる制度のこと。                         |
| ホテルシップ                | 港内に停泊させたクルーズ船を、宿泊施設として活用するもの。宿泊施設の整備が必要なく、クルーズ船を移動させればよいことから、短期に数千人規模の収容能力を準備・提供することができる。 |

## ま行

|                         |   |
|-------------------------|---|
| マネジメントレビュー<br>(輸送安全委員会) | 経営トップ自らが行う安全管理体制全般の見直しのこと。安全管理体制の構築・改善の状況についての振り返りと総括、安全管理体制が適切かつ有効に機能しているかの評価、必要に応じた見直し・改善を行う。 |
| モータリゼーション               | 自家用車が大衆に普及すること。(自動車大衆化)   |

## や行

|      |   |
|------|---|
| 有責事故 | 交通事故の発生に際し一定の過失責任を有する事故のこと。市バスでは、責任割合1%以上の事故を有責事故としている。 |
|------|---|

## ら行

|         |  |
|---------|--|
| 臨海部     | 川崎区の産業道路より海側の地域のこと。長年にわたり国際経済を牽引してきた日本を代表する工業地帯。高度なものづくり技術とともに公害を克服してきた過程における世界有数の環境技術を持つ世界的企業が多数立地している。ライフサイエンス・環境分野など、高度先端技術を有する研究開発機能の立地を促し、京浜臨海部の持続的な発展と日本の経済成長を牽引する国際競争拠点を目指している。 |
| 臨海部ビジョン | 川崎臨海部が発展し続け、本市の「力強い産業都市づくり」の中心として市民サービスや雇用を支えるだけでなく、産業拠点として世界の模範となるような地域を目指して、企業をはじめとするさまざまな関係者とともにより30年後を見据えたビジョンのこと。平成30(2018)年3月に策定した。  |



**川崎市バス事業 経営戦略プログラム**

**平成31(2019)年3月**

**川崎市交通局企画管理部経営企画課**

**TEL 044-200-3220**

**FAX 044-200-3946**





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市